

## 近畿大学産業理工学部同窓会会則

- 第1条 本会は近畿大学産業理工学部同窓会と称し事務局を近畿大学産業理工学部内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と互助を図り母校の発展に寄与することを以て目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 会員情報の管理
  2. 会員の親睦並に慶弔
  3. 近畿大学校友会との連携協力
  4. 卒業生の互助および在学生への就職情報提供
  5. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会は近畿大学産業理工学部卒業生の会員と在学生の準会員を以て構成する。
- 第5条 会員の終身会費は10,000円とし、準会員の会費は年額1,000円とする。
- 第6条 本会に次の名誉職を置く。
- |      |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|
| 名誉会長 | 1名  | 相談役 | 若干名 |
| 参与   | 若干名 |     |     |
- 第7条 名誉会長は近畿大学産業理工学部学部長を以てこれに任ずる。  
相談役は同窓会に特に功績のあった者で会長経験者等をあてる。  
参与は同窓会に特に功績のあった者をこれに任ずる。
- 第8条 本会に次の役員を置きこれを以て役員会を構成する。
- |       |          |      |          |
|-------|----------|------|----------|
| 会長    | 1名       | 副会長  | 若干名      |
| 幹事長   | 1名       | 副幹事長 | 必要に応じて2名 |
| 事務局長  | 1名       | 会計   | 2名       |
| 会計監査  | 2名       | 常任幹事 | 若干名      |
| 準会員代表 | 必要に応じて2名 |      |          |
- 第9条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、会計及び会計監査は総会の承認を経てこれに任ずる。準会員代表は近畿大学産業理工学部学友会会長と副会長の各1名を以てこれに任ずる。
- 第10条 本会の役員の任期は2ヶ年とする。役員が任期途中で職務が遂行できなくなった場合、これを代行する役員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再選は妨げない。
- 第11条 会長は本会を総理し副会長は会長を補佐して会長事故あるときはこれを代行する。幹事長は会務を処理する。
- 第12条 総会は会員の親睦を図り且つ会務を報告するため、毎年1回会長がこれを招集する。

- 第 13 条 議事は会員の出席者の過半数を以て決する。
- 第 14 条 本会の会計並びに事業年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日を以て終わる。
- 第 15 条 会長は総会で新年度の予算案を提出しその承認を得なければならない。
- 第 16 条 会長は前年度の収支決算を会計監査の監査を経た後、前条総会に提出しその承認を得なければならない。
- 第 17 条 近畿大学産業理工学部同窓会会員がいる地方及び職域には必要に応じて総会の承認を経て支部を設けることができる。
- 第 18 条 会則を変更しようとするときは総会に於いて出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。
- 第 19 条 本会の運営上必要ある時は別に細則を定める。

- 付 則 本会則は昭和 63 年 6 月 5 日より施行する。  
平成 6 年 7 月 10 日より施行する。  
平成 14 年 6 月 22 日より施行する。  
平成 16 年 7 月 24 日より施行する。  
平成 18 年 6 月 3 日より施行する。  
平成 20 年 6 月 7 日より施行する。  
平成 28 年 6 月 4 日より施行する。